

個人情報保護に関する法律に基づく神奈川県監査委員の処分に係る審査基準について (概要)

1 審査基準を定める理由

保有個人情報の開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する県の機関等(※)による処分は、これまで神奈川県個人情報保護条例(平成2年神奈川県条例第6号)の規定に基づき行われてきましたが、令和5年4月1日より、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき行われることとなったことから、監査委員が同法の規定に基づいて行う処分について、知事部局の審査基準に倣って行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定による審査基準を定めるものです。

※「県の機関等」とは、知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会及び県が設立した地方独立行政法人をいいます。

2 審査基準の内容

- (1) 開示決定等の審査基準
- (2) 保有個人情報該当性に関する判断基準
- (3) 不開示情報該当性に関する判断基準
- (4) 部分開示に関する判断基準
- (5) 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準
- (6) 訂正決定等の審査基準
- (7) 利用停止決定等の審査基準

3 施行日

令和5年4月1日